

船 声 第 6 3 0 号
平成26年9月12日

船橋市保育問題協議会
会長 條 冬 樹 様

船橋市長 松 戸 徹

初秋の候、ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。
お返事が遅くなり、大変申し訳ございませんでしたが、ご要望のありました件につきましてお答えいたします。

【一般社団法人船橋子どもの家からの要望について】

小規模保育事業につきましても、子ども・子育て支援新制度で新たな認可事業として創設された事業であり、本市におきましても初めて実施する事業であります。

したがいまして、国で定める公定価格を参考に、検討を進めているところでございます。

【船橋市保育園父母会連絡会からの要望について】

1 公的保育制度について

(1) 子ども・子育て支援新制度におきましては、自治体の保育に対する責務は、概ね現行との相違が無いものと考えております。

(2) 児童福祉施設、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等の設備並びに運営に関する基準につきましては、児童福祉専門分科会及び子ども子育て会議等の会議体のご審議を経て、パブリック・コメントによる意見聴取を行った上で、本年6月議会において条例の制定を行ったところでございます。

また、児童福祉専門分科会及び子ども子育て会議に提出した資料と議事録並びにパブリック・コメントの結果につきましては、本市ホームページにおいて公開しております。

(3) 待機児童解消につきましては、厳しい財政状況の中で、保育の量の拡大に努めてまいります。

また、栄養士や看護師など、設備運営基準上配置が義務付けられていない職種につきましては、私立の認可保育園に対する補助金を設けて、配置することが望ましい職種の配置を推進しているところでございます。

なお、認可外保育施設に対する専門職の配置は特に行っておりませんが、本市が主催する各種専門研修につきましては、公立・私立、認可・認可外の区別なく案内をしており、ご参加いただいております。

(11) 発達支援保育につきましては、手帳（身障者手帳・療育手帳）の有無を問わず、保育観察を実施し発達支援保育判定基準表に基づき協議しております。

保育園は、医療、療育機関ではございませんので、入所にあたっては、お子様が集団活動をしながら健康な保育園生活が可能なのか、保育上の観点を中心として検討しております。

13 その他

(1) 日頃から、保護者の方々にご協力をいただいております。

今後につきましても、父母会活動にご協力できることについては、連携を図ってまいります。

(2) 保育園入所案内の保育所一覧表には、異年齢保育が提示されております。

また、入所案内や保育園見学等においても、保育形態につきましては、できるだけ案内しております。

なお、縦割り保育につきましては、今後、検証とともに研修の充実について努力してまいります。

(3) 感染性疾患等の登園基準等に関することは、平成24年4月1日付けで学校保健安全法の一部改正がありましたことから、本市では健康保育研究協議会で協議をしていただき、平成24年12月に登園証明書及び登園届を作成し、各保育園に配付しております。書式につきましては市ホームページからもダウンロードが可能となっております。

保育園で内服できる薬剤につきましては、子どもの健康・安全面、集団保育における与薬行為のリスク等を考慮し、医師の処方した薬剤に限定し、対応出来る薬剤を決めております。

(4) 慣らし保育につきましては、在籍期間に行っておりますので、入所月の1日からとなります。

(5) 病児・病後児保育施設につきましては、平成26年8月に船橋市習志野におきまして1施設増設いたしました。

(6) 別添資料①～⑮のとおりでございます。

【船橋市学童保育連絡協議会からの要望について】

① 今後につきましても、公設公営での放課後ルーム事業の運営をしていく方針でございます。

② 施設の増設・整備につきましては、児童数の推移や放課後子供教室の利用状況等を見据えて行ってまいります。

学校施設内での放課後ルームの整備を第一に考えてまいります。

③ (a) 増設・改築の際には、新基準にて整備を図ってまいります。

(b) 専用区画の面積には、台所、便所、倉庫は考慮しておりません。

(c) 大規模なルームがあることは認識しておりますが、現時点ではルームの分割についての計画はございません。

施設・設備の配置や構造上などの問題から分割が難しいルームが多くありますが、あまりにも大規模なルームにおきましては、今後も個別に対応を検討してまいります。

(d) 新規の整備が必要となる箇所につきましては、その状況を考慮して規模を検討してまいります。

④ (a) 障がい児の場合は4年生以上であっても3年生までと同様の取り扱いにするなど、受け入れに配慮しておりますが、障がいの程度に応じた点数加算につきましては、現在のところ考えておりません。

(b) 新設・増設するルームでは、バリアフリー・スロープの設置など可能な限り設計に組み込んでおります。

また、既存施設につきましては、緊急性や施設の構造等の状況をよく確認して対応してまいります。

(c) 障がい児への対応などに関する研修につきましては、今後も引き続き内容を精査し、実施してまいります。

(d) 定期的ではございませんが、必要に応じて学級担任などと個別に情報交換を行っており、今後も連携を図ってまいります。

⑤ (a) 指導員の待遇改善につきましては、市全体との均衡を考慮しながら関係部課と協議してまいりたいと考えております。

(b) 保育緊急確保事業における、放課後児童クラブ開所延長支援事業につきましては、今年度は利用する考えはございません。

今後、来年度を見据えて指導員の待遇改善と合わせ利用できるかどうか精査してまいります。

(c) 放課後ルームの指導員の配置につきましては、船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき決めてまいります。

⑥ 土曜日などのいわゆる学校休業日につきましては、午前8時から午後7時までの間で開所をしております、この時間は学校の登校時間等を基本に行っております。

その中で1日開所する場合には、放課後ルームでの出来事や、お子様の様子などを指導員の間で引き継ぐための時間も考慮し、午前8時から午後2時まで勤務する職員と午後1時から午後7時まで勤務する職員といった形で勤務時間を割り振ることで対応していることから、引き続き現状の時間帯で実施してまいりたいと考えております。

⑦ (a) 保護者会で、お子様の日常の様子をお知らせしております。

(b) 保護者会は、指導員と保護者または保護者同士が話し合える機会と考えておりますので、積極的にご発言いただければ幸いです。

⑧ 放課後ルーム指導員の業務・役割につきましては、船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき示してまいります。